



東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03

単位型投信／内外／その他資産／特殊型(条件付運用型)

投資信託説明書 (交付目論見書) 2010年3月

東京海上アセットマネジメント投信

この「投資信託説明書(交付目論見書)」は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。課税上は株式投資信託として取扱われます。

「東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03」（以下「当ファンド」といいます。）は、主にドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスの騰落率に連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたユーロ円建債券の値動きや発行者の信用状況の変化などの影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

1. 本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
2. この投資信託説明書（交付目論見書）により行う当ファンドの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成22年2月19日に関東財務局長に提出しており、平成22年3月7日にその効力が生じております。
3. 金融商品取引法第13条第2項第2号に規定する「ファンドの詳細情報」を記載した投資信託説明書（請求目論見書）は投資家から請求された場合に交付されます。投資家が投資信託説明書（請求目論見書）の交付を請求した場合には、投資家も自ら交付請求したことを記録しておいてください。
なお、当該内容は金融庁のE D I N E T（電子開示システム）および委託会社のホームページで閲覧することができます。

発行者名	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 大場 昭義
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号
募集内国証券投資信託受益証券に係るファンドの名称	東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03
募集内国投資信託受益証券の金額	上限 300億円
有価証券届出書・有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

次ページ以降に、この投資信託をお申込みされるご投資家の皆様に、あらかじめご確認いただきたい重要事項を記載しております。
お申込みの際には、重要事項および投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みいただき、商品内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

下記の事項は、「東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03」(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

当ファンドは、主にユーロ円建債券を投資対象としますので、組入れたユーロ円建債券の価格下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

記

当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、主にドイツ銀行が公表するdbセレクト Five CTA Managers インデックスの騰落率に連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象としますので、dbセレクト Five CTA Managers インデックスの下落、組入れたユーロ円建債券の価格の下落等により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「信用リスク」「dbセレクト Five CTA Managers インデックスに関するリスク」「価格変動リスク」「銘柄集中リスク」「流動性リスク」「途中換金時のリスク」等があります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

当ファンドに係る手数料等について

申込手数料

当ファンドにはお申込み手数料はありません。

換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

ご換金請求受付日から起算して4営業日目の基準価額に 0.5%の率を乗じて得た額とします。

信託報酬

設定時の元本総額に 6.00285% (税抜 5.717%) 以内の率を乗じて得た額とします。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用

ファンドによる財務諸表の監査に要する費用の負担はありません。

その他の費用

- 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- 外国における資産の保管等に要する費用
- 立替金の利息
- 借入金の利息
- 信託事務等に要する諸費用 等

上記「その他の費用」は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

< 参考情報 >

なお、「db セレクト Five CTA Managers インデックス」は、ドイツ銀行が選定した各 CTA の運用報酬とリスク管理費用等の合計で年率 3.6% および成功報酬を日々控除して算出されます。成功報酬は各 CTA のファンドの純資産価額が、純資産価額の過去最高値を超過した部分の 20% となります。債券発行日の純資産価額を当初最高値として、計算を開始します。成功報酬は CTA 毎に算出されますので、インデックス値が下落していても、控除される場合があります。

「その他の費用」は実際の取引等に応じて決まる費用であるため、その金額を事前に表示することはできません。同じくそれらを含む手数料等の合計金額についても、同様に事前に表示することはできません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03

この概要は、投資信託説明書（交付目論見書）の本文の内容を要約したもので、投資信託説明書（交付目論見書）の一部です。詳細は本文の該当ページをご覧ください。

ファンド名	東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03
基本的性格	単位型投信 / 内外 / その他資産 / 特殊型 (条件付運用型)
主な投資対象	主としてドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスの騰落率に連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象とします。
主なリスク	信用リスク、制度変更などに関わるリスク、「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」に関するリスク、価格変動リスク等 詳しくは本文の該当ページをご覧ください。
主な投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 詳しくは本文の該当ページをご覧ください。
信託期間	原則として、平成22年3月19日から平成35年4月17日まで
決算日	5月15日(年1回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします。)
収益分配	原則として、毎決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 詳しくは、本文の該当ページをご覧ください。
取得のお申込み	申込期間:平成22年3月8日から平成22年3月17日まで 申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。
お申込み単位	5,000万口以上5,000万口単位
お申込み価額	1口当たり1円
お申込み手数料	手数料はありません。
ご換金のお申込み	原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を解約申込受付日としてお申込みを受け付けます。 ただし、翌営業日および翌々営業日が解約不可日に該当する場合は受付を行わず、それ以降、解約不可日に該当しない最初の営業日を解約申込受付日とします。 詳しくは本文の該当ページをご覧ください。
ご換金単位	5,000万口単位(ただし、保有口数の全部解約のみのお取扱いとなります。)
ご換金価額	解約申込受付日から起算して4営業日目の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額(解約価額)
信託財産留保額	解約申込受付日から起算して4営業日目の基準価額の0.5%
ご換金代金のお支払い	原則として、解約申込受付日から起算して11営業日目からお支払いします。
信託報酬	設定日の信託財産の元本総額に対し、6.00285%(税抜5.717%)以内

ご投資家の皆様におかれましては、投資信託説明書（交付目論見書）の本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

ファンドの特色

1. 主として、ドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスの騰落率に連動する性格を持ち、満期償還時には元本が確保されるユーロ円建債券に投資を行い、満期償還時の元本確保と信託財産の成長を目指します。

< dbセレクトFive CTA Managersインデックス >

ドイツ銀行が選定した5つのCTA (Commodity Trading Advisor) ファンドのパフォーマンスを表すインデックスです。CTAとは、資金を商品市場や株式、債券、為替市場など、多くの先物市場などで運用を行う「商品投資顧問業者」を指します。

2. 原則として、ユーロ円建債券の組入比率は高位とします。

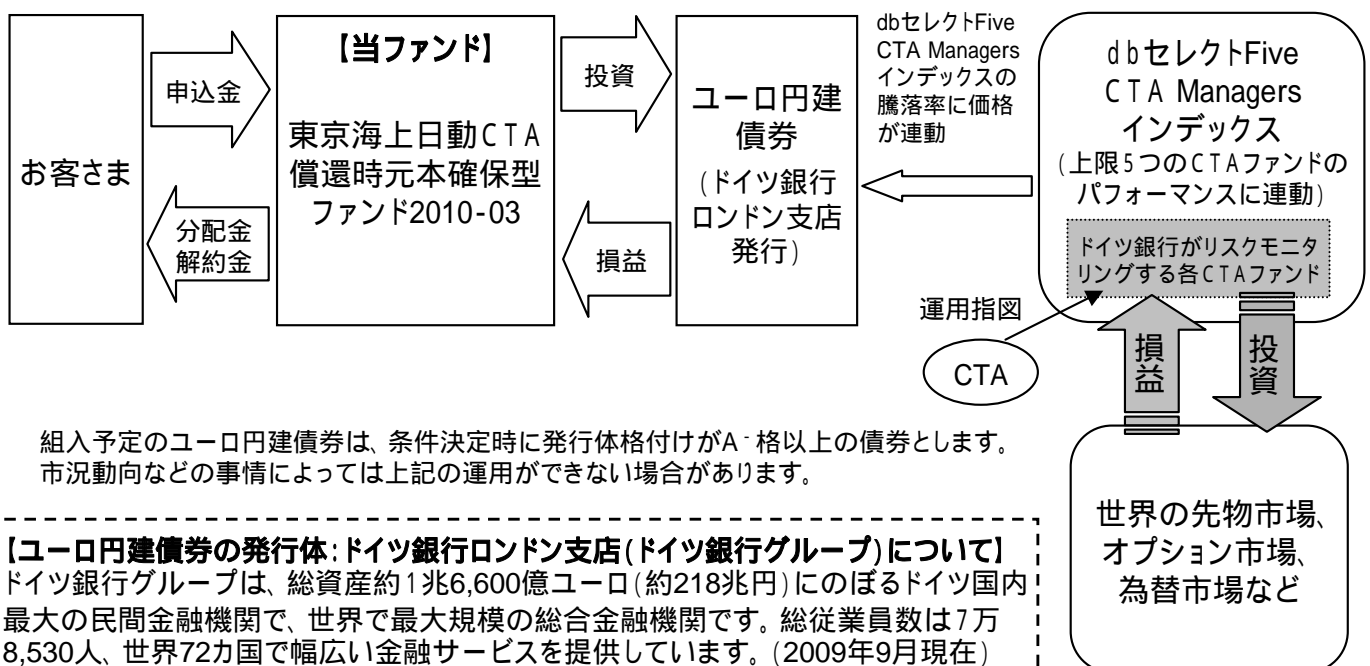
資金動向や市況動向、信託財産の規模などの事情によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。

分配金額は、原則、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益の中から、委託会社が将来発生する経費等を勘案して決定します。また、分配対象額が少額の場合などは、分配を行わない場合があります。

ただし、初回決算日(2010年5月17日)は分配を行いません。

< ファンドのしくみ >



組入予定のユーロ円建債券は、条件決定時に発行体格付けがA⁺格以上の債券とします。市況動向などの事情によっては上記の運用ができない場合があります。

【ユーロ円建債券の発行体:ドイツ銀行ロンドン支店(ドイツ銀行グループ)について】
ドイツ銀行グループは、総資産約1兆6,600億ユーロ(約218兆円)にのぼるドイツ国内最大の民間金融機関で、世界で最大規模の総合金融機関です。総従業員数は7万8,530人、世界72カ国で幅広い金融サービスを提供しています。(2009年9月現在)
信用格付け:A⁺(S&P)、Aa1(ムーディーズ)、AA⁻(フィッチ)(2009年12月末現在)

ファンドの主なリスク

当ファンドは、主にドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスに連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象としますので、基準価額は変動します。当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

<償還時に元本が確保されないリスク>

信用リスク	当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行が債務不履行となった場合、当ファンドの償還時に元本が確保されないリスクがあります。また、ドイツ銀行の格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。当該ユーロ円建債券を途中売却した場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。
制度変更などに関わるリスク	法令・税制・会計方法等の変更があった場合や、「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」にかかるユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行が行うヘッジが困難になる等の事情によりユーロ円建債券が早期償還となった場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

<信託期間中の基準価額変動リスク>

「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」に関するリスク	<ul style="list-style-type: none"> ・「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」は、5つのCTAファンドのパフォーマンスから構成されたインデックスであり、インデックスを構成する各CTAファンドのパフォーマンスの影響を受けて変動します。 ・CTAファンドは、主に株式、債券、通貨、コモディティ等の先物やオプションを取引対象として運用しており、それらへの投資に当たっては、株価変動、金利変動、為替変動、商品価格の変動等の影響を受けます。また、一般的にCTAは、レバレッジをかけて先物取引等を行います。したがって、先物取引等における比較的小さな動きも、多額の損失をもたらす場合があります。したがって、わずかな先物等の価格変動が「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」に大きな影響を与える場合があります。 ・当インデックスは、外貨建てで算出された各CTAファンドのパフォーマンスを、円建てに換算し構成されております。したがって、当インデックスは為替変動の影響を受けることがあります。 ・5つのCTAファンドは入れ替えを行わず、CTAとドイツ銀行との間の投資契約違反、CTAの破たん等が発生した場合、当該CTAファンドはインデックスの算出対象から除外されます。算出対象のCTAファンドの数が減ることにより、リスクの低減効果が期待できなくなる場合があります。なお、全CTAファンドが算出対象から除外された場合、インデックスの公表は終了となり、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券は、インデックスの騰落率に連動する性格がなくなります。
価格変動リスク	当ファンドが主要投資対象とするユーロ円建債券には、金利の上昇、当該債券の発行体等の財務状況の悪化などにより価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。また、ユーロ円建債券の発行条件の一部が当ファンドの設定日以前に決定されるため、条件決定日以降の金利の上昇やユーロ円建債券の発行コストなどの影響を受けて、設定日以降の基準価額が元本を大幅に下回る可能性があります。
信用リスク	一般的に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行の信用状況が悪化した場合、ユーロ円建債券の価格も下落する傾向があり、基準価額が下落する要因となります。

上記のほか、「銘柄集中リスク」「流動性リスク」「途中換金時のリスク」等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文の投資リスクに関する項目をご覧ください。

ご投資の手引き

取得のお申込みについて

取得のお申込み **申込期間:**平成22年3月8日から平成22年3月17日まで
申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。

お申込み単位 5,000万口以上5,000万口単位

お申込み価額 1口当たり1円

お申込み手数料 手数料はありません。

収益分配について

分配時期 原則として、5月15日(休業日の場合には翌営業日)の決算時に収益分配を行います。

分配金額 分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が将来発生する経費等を勘案して収益分配金額を決定します。
ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

支払方法 原則として、決算日から起算して5営業日目までに、お支払いを開始します。

ご投資の手引き

ご換金について

ご換金のお申込み

原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を解約申込受付日として、お申込みの受付を行います。ただし、翌営業日および翌々営業日が下記に該当する日には受付を行わず、それ以降、下記に該当しない最初の営業日を解約申込受付日とします。

* 解約申込受付日の7営業日前から解約申込受付日までの間にご換金請求を受け付けます。

< 解約不可日 >

- ・ ロンドン、ニューヨーク、東京のいずれかにおいて商業銀行、外国為替取引所、証券取引所のいずれかが支払い決済または一般業務を行わない日
- ・ TARGET2 (ユーロ決済システム)の休業日
- ・ 市場の混乱その他やむを得ない事情によりインデックス・スポンサー(ドイツ銀行ロンドン支店)がインデックスに関連した取引を行えないと決定した日

上記のほか、約款に定める特別な事由による場合には、毎営業日(解約不可日を除く)に、ご換金のお申込みを受け付けます。詳しくは本文の該当ページをご覧ください。

ご換金単位

5,000万口単位

換金(解約)は、保有口数の全部解約のみのお取扱いとなります。

ご換金価額

解約申込受付日から起算して4営業日目の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額)を差し引いた価額(解約価額)

支払開始日

原則として、解約申込受付日から起算して、11営業日目からお支払いします。

販売会社の買取りによるご換金の請求(買取請求)については、販売会社にお問い合わせください。

償還について

信託期間

原則として、平成22年3月19日から平成35年4月17日までです。ただし、一部解約により受益権総口数が10億口を下回った場合等、約款で定める所定の事由に該当する場合は、信託を終了させることがあります。

最終受益者の換金申込があった場合は、繰上償還となります。

ご投資の手引き

運用状況を知るには

毎決算後、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。
上記運用報告書は、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
基準価額については、販売会社または委託会社(下記サービスデスク)へお問い合わせいただければお知らせします。

東京海上アセットマネジメント投信
<http://www.tokiomarineam.co.jp>

サービスデスク **0120-712-016**
土日祝日・年末年始を除く9時～17時

その他

投資信託の特徴

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドには、換金申込にあたって、申込受付日に制限があります。
- ・当ファンドは、主にドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスの騰落率に連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れたユーロ円建債券の値動きや発行者の信用状況の変化などの影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

費用と税金

お申込み時に直接ご負担いただく費用・税金等

お申込み時にご負担いただく手数料はありません。

収益分配時、ご換金時等に直接ご負担いただく費用・税金等

時 期	項 目	費 用 ・ 税 金	
		個人	法人
収 益 分 配 時	所 得 税 および地方税	10% (所得税7%、地方税3%)	所得税7% (地方税の徴収はありません)
ご 換 金 時 (解 約 請 求 時)	信 託 財 産 留 保 額	解約請求受付日から起算して4営業日目の基準価額×0.5%	
	所 得 税 および地方税	解約価額の差益(譲渡益)に 対し10% (所得税7%、地方税3%)	解約価額の元本超過額に対し 所得税7% (地方税の徴収はありません)
償 還 時	所 得 税 および地方税	償還価額の差益(譲渡益)に 対し10% (所得税7%、地方税3%)	償還価額の元本超過額に対し 所得税7% (地方税の徴収はありません)

課税上は株式投資信託として取扱われます。

上記は平成23年12月31日までのものです。平成24年1月1日以降の取扱い等、詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文の課税上の取扱いをご参照ください。

信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用・税金等

時 期	項 目	費 用
設 定 時	信 託 報 酬 (内 訳)	信託財産の元本総額に対し……………6.00285%以内(税抜5.717%)
		委託会社……………4.2%以内(税抜4.0%)
		販売会社……………1.68%以内(税抜1.6%)
		受託会社……………0.12285%(税抜0.117%)

- ・上記の他、信託事務等に要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用および借入金の利息等をご負担いただきます。

税法等が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

商品分類

当ファンドは、単位型投信 / 内外 / その他資産 / 特殊型（条件付運用型）に属します。
当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
追加型投信	海外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
	内外	その他資産	
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		ブル・ベア型
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債	年4回	北米	あり ()	条件付運用型
	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア	なし	絶対収益追求型
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		その他 ()
その他資産 ()	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。
商品分類・属性区分の定義については、投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

目 次

	頁
第 一 部 証券情報	1
第 二 部 ファンド情報	
第 1 ファンドの状況	3
1 . ファンドの性格	3
2 . 投資方針	11
3 . 投資リスク	17
4 . 手数料等及び税金	20
5 . 運用状況	21
6 . 手続等の概要	22
7 . 管理及び運営の概要	23
第 2 財務ハイライト情報	25
第 3 内国投資信託受益証券事務の概要	26
第 4 ファンドの詳細情報の項目	27
約款	

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03
(以下「当ファンド」ということがあります。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社である東京海上アセットマネジメント投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

格付は取得していません。

(3) 発行(売出)価額の総額

300億円を上限とします。

市場環境などによっては、募集上限額未満でのお申込みの制限やお申込みの受け付けの中止、または、設定を中止する場合があります。

(4) 発行(売出)価格

1口当たり1円

(5) 申込手数料

申込時の手数料はありません。

(6) 申込単位

5,000万口以上5,000万口単位

(7) 申込期間

平成22年3月8日から平成22年3月17日まで

(8) 申込取扱場所

販売会社の本・支店等で取扱います。ただし、一部取扱いを行わない支店等がある場合がありますので、販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

委託会社のお問い合わせ先(以下「委託会社サービスデスク」といいます。)

東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク

0120-712-016(土日祝日・年末年始を除く9時~17時)

(9) 払込期日

取得申込者は、申込金(発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。)を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

発行価額の総額は信託設定日(平成22年3月19日)に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10) 払込取扱場所

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11) 振替機関に関する事項

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) その他

申込の方法

- a. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。
- b. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- c. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。(ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。)

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、単位型投信 / 内外 / その他資産 / 特殊型（条件付運用型）に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型 (条件付運用型)
		その他資産	
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		ブル・ベア型
	年2回	日本		
債券	年4回	北米	あり	条件付運用型
一般 公債 社債	年6回 (隔月)	欧州	()	
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
不動産投信	日々	オセアニア		
その他資産 ()	その他 ()	中南米	なし	その他 ()
資産複合 ()		アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ユーロ円建債券を主要投資対象とするため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「債券・その他債券」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「その他資産」とは分類・区分が異なります。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われずファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
	社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。	
	格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。	
	不動産投信	目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
		資産配分変更型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。	

	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

300億円を上限とします。

ファンドの特色

1. 主として、ドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスの騰落率に連動する性格を持ち、満期償還時には元本が確保されるユーロ円建債券に投資を行い、満期償還時の元本確保と信託財産の成長を目指します。

<dbセレクトFive CTA Managersインデックス>

ドイツ銀行が選定した5つのCTA (Commodity Trading Advisor) ファンドのパフォーマンスを表すインデックスです。

CTAとは、資金を商品市場や株式、債券、為替市場など、多くの先物市場などで運用を行う「商品投資顧問業者」を指します。

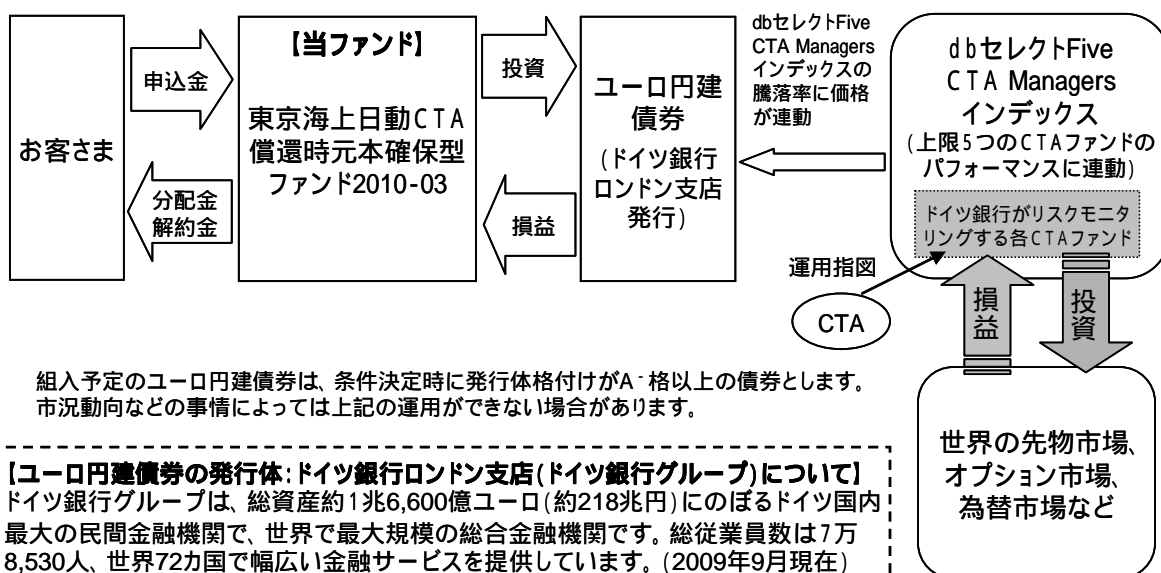
2. 原則として、ユーロ円建債券の組入比率は高位とします。
資金動向や市況動向、信託財産の規模などの事情によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 毎年5月15日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、分配方針に基づいて分配を行います。

分配金額は、原則、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益の中から、委託会社が将来発生する経費等を勘案して決定します。また、分配対象額が少額の場合などは、分配を行わない場合があります。

ただし、初回決算日（2010年5月17日）は分配を行いません。

<ファンドのしくみ>



dbセレクトFive CTA Managersインデックスについて

- dbセレクトFive CTA Managersインデックスは、ドイツ銀行が選定した5つのCTAファンドに均等に投資した場合のパフォーマンスを表すインデックスで、円ベースで公表されます。

- 5つのCTAファンドは、ドイツ銀行がリスクモニタリングするCTAファンドの中から、組み合せ後のポートフォリオ特性(リスク・リターン、最大ドローダウン等)などを勘案して選定しています。
- 5つのCTAファンドに投資を行うことで、リスクの低減が期待されるなど、より効果的な投資手法の分散効果を楽しむことが期待できます。
- dbセレクトFive CTA Managersインデックスの運用開始は2010年3月23日です。

<5つのCTAファンド>

CTA Manager	投資対象
Allianz Global Investors Advisory GmbH	32の市場で債券や株式、指数の先物などに投資
Altis Partners Jersey Ltd	100以上の市場で株式や債券、金利の先物や商品先物などに投資
Briarwood Capital Management Inc	商品や金利、為替、債券、株式などの19の市場における上場先物に投資
Kaiser Trading Group Pty Limited	29の市場で株式指数や金属、通貨、エネルギー、債券、商品の先物などに投資
P/E Strategic LTD	先進国通貨に特化して投資

(本資料作成日時点において入手した情報を基に作成)

- 半年に一度、各CTAのファンドへの投資比率が均等になるようにリバランスを行います。
- 5つのCTAファンドは入れ替えを行わず、CTAとドイツ銀行との間の投資契約違反、CTAの破たんなどが発生した場合、当該CTAファンドはインデックスの算出対象から除外されます。なお、全CTAファンドが算出対象から除外された場合、インデックスの公表は終了となります。
- 各CTAの運用報酬とリスク管理費用等の合計年率3.6%および成功報酬 を控除して、日々算出されるインデックスの値に反映されます。
成功報酬は各CTAのファンドの純資産価額が、純資産価額の過去最高値を超過した部分の20%となります。債券発行日の純資産価額を当初最高値として、計算を開始します。成功報酬は各CTA毎に算出されますので、インデックス値が下落していても、控除される場合があります。

CTAについて

- CTA (Commodity Trading Advisor)とは商品先物運用の専門家で、通常は商品投資顧問業者を指します。元来、商品先物の取り引きを中心としていましたが、現在は、商品市場はもとより株式、債券、為替市場など、多くの先物市場などで収益機会を追究し、取り引きを行っています。

<CTAの特徴>

先物中心の運用	取引所に上場されている先物やオプション、為替を主な投資対象として運用します。
主な運用手法はトレンド・フォロー戦略	高度なコンピュータ・モデルを用い、上昇局面では「買い持ち」を、下落局面では「売り持ち」を行うなど、投資対象となる市場の方向性(トレンド)をとらえ、これに追随するように投資を行う戦略です。
多様な投資対象に分散	商品先物、金融先物、証券先物など、多くの市場に分散投資を行います。

上記は一般的な内容であり、すべてのCTAに該当するものではありません。

投資を行うユーロ円建債券について

ドイツ銀行発行 円建て 満期13年 100%償還時元本確保型債券 の概要

建通貨	日本円
発行/償還日	2010年3月23日 / 2023年3月23日
額面価格	100円
償還価格	参照価額 = 0 の場合:100円 参照価額 > 0 の場合:102円 + 「参照価額」
参照価額	バッファ額(12.1%以上) + 発行日からの参照指数変化率(%) - クーボン累計額 参照価額 0の場合、以降の参照価額は0で固定となります。
参照指数	dbセレクトFive CTA Managersインデックス
クーボン (初回クーボンは、2011年4月11日に決定します。)	年1回。原則、毎年4月10日(債券休業日*の場合は翌債券営業日)をクーボン決定日とし、該当日の参照指数が前回クーボン決定日の参照指数を上回り、かつ、該当日の参照価額がバッファ額を上回っている場合にクーボンが発生します。 *「ロンドン、ニューヨーク、東京のいずれかにおいて商業銀行、外国為替取引所、証券取引所のいずれかが支払い決済または一般業務を行わない日」、または「TARGET2(ユーロ決済システム)の休業日」、または「市場の混乱その他やむを得ない事情によりインデックス・スポンサー(ドイツ銀行ロンドン支店)がインデックスに関連した取引を行えないと決定した日」
留意事項	参照価額が0となった場合、債券価格と参照指数との連動が終了し、クーボン支払いの条件が喪失します。なお、満期償還時の元本確保機能は継続します。 インデックスの公表が終了となった場合、参照価額はその2営業日後の時点の値で固定され、以降のクーボン支払いは行いません。
発行体	ドイツ銀行ロンドン支店

バッファ額とは、債券の当初割引部分から諸費用などを差し引いたインデックスの騰落率と連動する当初参照価額で、積極運用部分における最大損失額です。

バッファ額は、組み入れるユーロ円建債券の発行日に確定するため、確定後にお知らせいたします。

ユーロ円建債券の償還までのイメージ

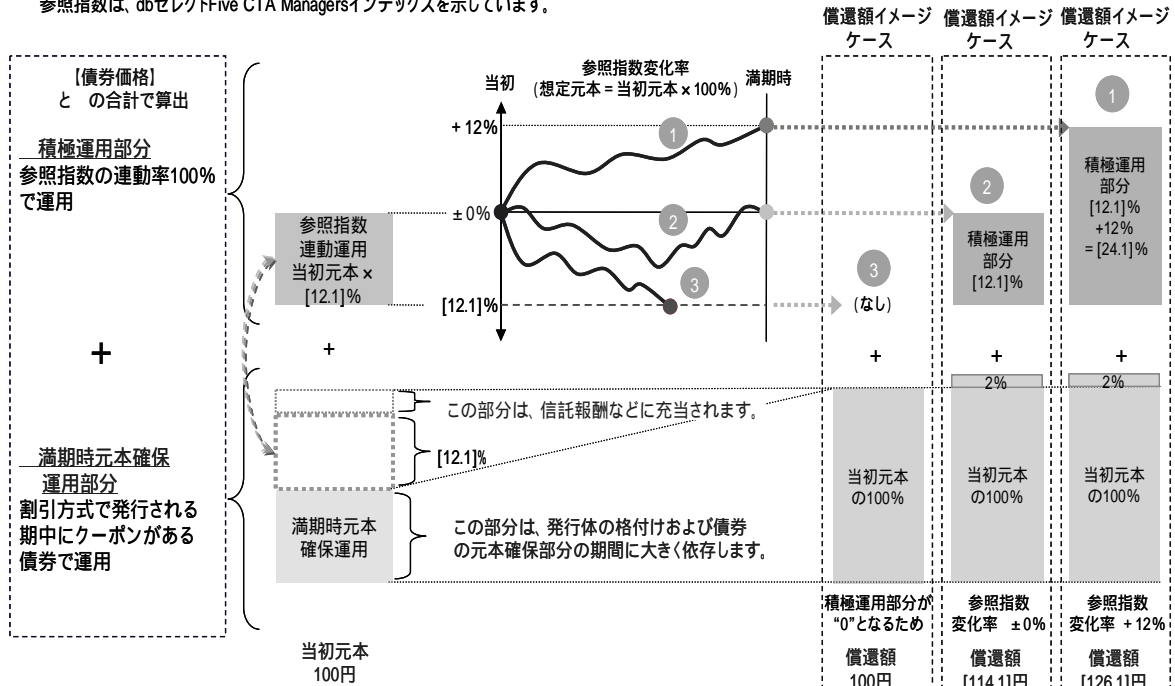
当ファンドの償還までのイメージではありません。

<ユーロ円建債券の日次の債券価格の算出方法>

債券価格 = 「積極運用部分(参照指数に連動した運用)」 + 「満期時元本確保運用部分(割引方式で発行する期中クーポンがある債券)」

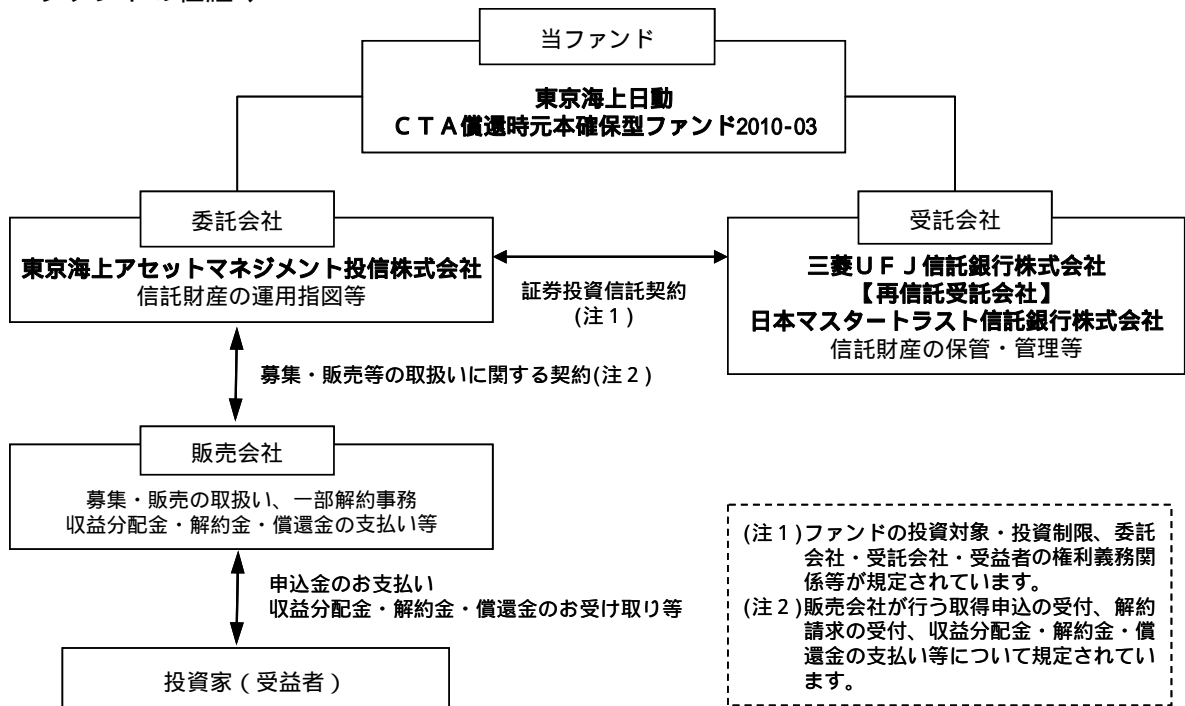
(イメージ図)

下記のイメージ図は、積極運用部分(バッファ額)を[12.1]%とし、かつ、期中に参照指数変化率に応じて支払われるクーポンを“0”として計算しています。
参照指数は、dbセレクトFive CTA Managersインデックスを示しています。



クーポンが支払われている場合、参照指数が発行日時時点の指数値と比較して[12.1%未満の下落であっても、参照価額(バッファ額 + 発行日からの参照指数変化率(%) - クーボン累計額)が"0"になった場合は、債券価格と参照指数との連動が終了します。
2010年2月1日現在における条件を基に作成したものであり、今後の市場環境の変化など、諸条件により変動します。

(2) ファンドの仕組み ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント投信株式会社
- ・資本金の額 20億円（平成21年12月末日現在）
- ・会社の沿革
 - 昭和60年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
 - 昭和62年2月 投資顧問業者として登録
 - 同年6月 投資一任業務認可取得
 - 平成3年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
 - 平成10年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
 - 平成19年9月 金融商品取引業者として登録

・大株主の状況（平成21年12月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2 投資方針

(1) 投資方針

1. 基本方針

当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 主要投資対象

当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、ドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックス（以下「インデックス」ということがあります。）の騰落率に連動する性格を持ち、満期償還時には元本が確保されるユーロ円建債券に投資を行い、満期償還時の元本確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

当ファンドが投資対象とするユーロ円建債券は、以下の通りとします。

- ・当ファンドの信託期間終了日前に満期となる社債であり、発行会社はドイツ銀行です。
- ・ドイツ銀行が公表するインデックスの騰落率に連動する性格を持ち、満期償還時には元本が確保されます。
- ・発行後、インデックスが一定割合下落した場合には、インデックスの騰落率への連動は終了しますが、償還時の元本確保は継続します。

原則として、ユーロ円建債券の組入比率は高位とし、組入れたユーロ円建債券の銘柄の入れ替えは行わないことを基本とします。ただし、組入れた銘柄の発行体格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。

大量の解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ファンドの資金事情ならびにファンドの規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいい、以下同じ。）

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限り、）

金銭債権（ に掲げるものに該当するものを除きます。）

約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

(1) 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券

(2) 国債証券

(3) 地方債証券

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

(5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

(6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいい、）

(7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいい、）

(8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい、）

(9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいい、）

(10) コマーシャル・ペーパー

(11) 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券

(12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの

(13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、）

(14) 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、）

(15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいい、）

(16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限り、）

(17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいい、）

(18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

(19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）

(20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいい、）

(21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

(22) 外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの

なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証

券」といいます。

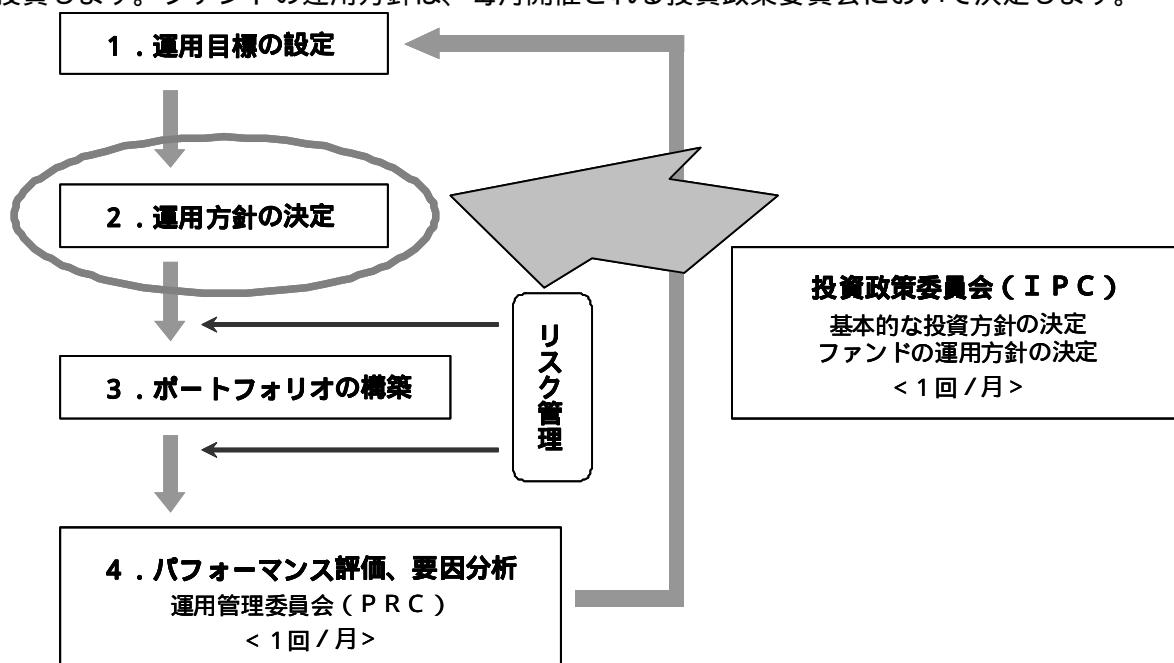
3. 委託会社は、信託金を、上記2. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの

4. 上記2. の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 運用体制

当ファンドの運用は、投資方針に基づき当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券に投資します。ファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドはマルチマネージャー運用部（6名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理室（6名）による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会（管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加）において投資行動の評価が行われます。（リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください）

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会（運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加）において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書（SAS70）」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

（上記の体制や人員等については、平成21年12月末日現在）

(4) 分配方針

年1回（原則として5月15日、休業日の場合は翌営業日）決算を行い、第2回目以降の毎決算時に、原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。収益分配金額は、原則として、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益の中から、委託会社が将来発生する経費等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費（ ）、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。（ ）諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に、お支払いします。

(5) 投資制限

運用の基本方針に基づく制限（約款別紙「運用の基本方針」）

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限りません。）
- b. 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（取引所（ ）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れていた株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- g. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲（約款第17条）

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引さ

れている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引（約款第19条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等（約款第20条）

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引（約款第21条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引（約款第22条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

有価証券の貸付（約款第23条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
- ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有

する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売（約款第24条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入（約款第25条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第26条）

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引（約款第27条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入（約款第34条）

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3 投資リスク

1. 投資リスク

当ファンドは、主にドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスに連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象としますので、基準価額は変動します。当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

(1) 償還時に元本が確保されないリスク

信用リスク

当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行が債務不履行となった場合、当ファンドの償還時に元本が確保されないリスクがあります。また、ドイツ銀行の格付けが著しく劣化した場合等には、委託会社の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。当該ユーロ円建債券を途中売却した場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

制度変更などに関わるリスク

法令・税制・会計方法等の変更があった場合や、「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」にかかるユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行が行うヘッジが困難になる等の事情によりユーロ円建債券が早期償還となった場合には、当ファンドの償還時に元本が確保されない可能性があります。

(2) 信託期間中の基準価額変動リスク

「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」に関するリスク

- ・「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」は、5つのCTAファンドのパフォーマンスから構成されたインデックスであり、インデックスを構成する各CTAファンドのパフォーマンスの影響を受けて変動します。
- ・CTAファンドは、主に株式、債券、通貨、コモディティ等の先物やオプションを取引対象として運用しており、それらへの投資に当たっては、株価変動、金利変動、為替変動、商品価格の変動等の影響を受けます。また、一般的にCTAは、レバレッジをかけて先物取引等を行います。したがって、先物取引等における比較的小さな動きも、多額の損失をもたらす場合があります。したがって、わずかな先物等の価格変動が「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」に大きな影響を与える場合があります。
- ・当インデックスは、外貨建てで算出された各CTAファンドのパフォーマンスを、円建てに換算し構成されております。したがって、当インデックスは為替変動の影響を受けることがあります。
- ・5つのCTAファンドは入れ替えを行わず、CTAとドイツ銀行との間の投資契約違反、CTAの破たん等が発生した場合、当該CTAファンドはインデックスの算出対象から除外されます。算出対象のCTAファンドの数が減ることにより、リスクの低減効果が期待できなくなる場合があります。なお、全CTAファンドが算出対象から除外された場合、インデックスの公表は終了となり、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券は、インデックスの騰落率に連動する性格がなくなります。

価格変動リスク

当ファンドが主要投資対象とするユーロ円建債券には、金利の上昇、当該債券の発行体等の財務状況の悪化などにより価格が値下がりするリスクがあります。当該債券の価格が値下がりした場合、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。また、ユーロ円建債券の発行条件の一部が当ファンドの設定日以前に決定されるため、条件決定日以降の金利の上昇やユーロ円建債券の発行コストなどの影響を受けて、設定日以降の基準価額が元本を大幅に下回る可能性があります。

信用リスク

一般的に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行の信用状況が悪化した場合、ユーロ円建債券の価格も下落する傾向があり、基準価額が下落する要因となります。

銘柄集中リスク

当ファンドは、原則としてユーロ円建債券に集中投資します。一般的に、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、当該ユーロ円建債券の価格変動が基準価額へ及ぼす影響が大きくなります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、当ファンドが組み入れたユーロ円建債券を売却することで解約資金の手当てを行います。その際、ユーロ円建債券の市場において流動性が低い場合は、直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあり、基準価額が下落する要因となります。また、組み入れたユーロ円建債券の発行会社であるドイツ銀行の信用リスクが顕在化した場合などには、当該ユーロ円建債券の一部売却ができなくなり、そのために換金の受け付けを中止することや、基準価額が下落する可能性があります。

途中換金時のリスク

組み入れたユーロ円建債券は、満期償還時において日本円建てでの投資元本100%が確保されるものであり、中途解約時には元本は確保されていません。当該ユーロ円建債券の中途解約価格は「dbセレクトFive CTA Managersインデックス」や円金利、その他の市場環境などの影響を受けて変動するため、当初の投資元本を下回り、損失が生じることがあります。また、中途解約価格は、当該ユーロ円建債券の時価と異なる可能性があります。

(3) その他のリスク

CTAファンドのような投資形態に対し、政府機関、自主規制機関および取引所の多くは、市場の緊急時等において特別措置を取ることが認められていることから、法令や規制の強化等により大きく影響を受ける場合があります。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドには、換金申込にあたって、申込受付日に制限があります。
- ・当ファンドは、主にドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックスの騰落率に連動する性格を持つユーロ円建債券を投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組み入れたユーロ円建債券の値動きや発行者の信用状況の変化などの影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売（申込代金の預り等を含みます。）について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座

等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

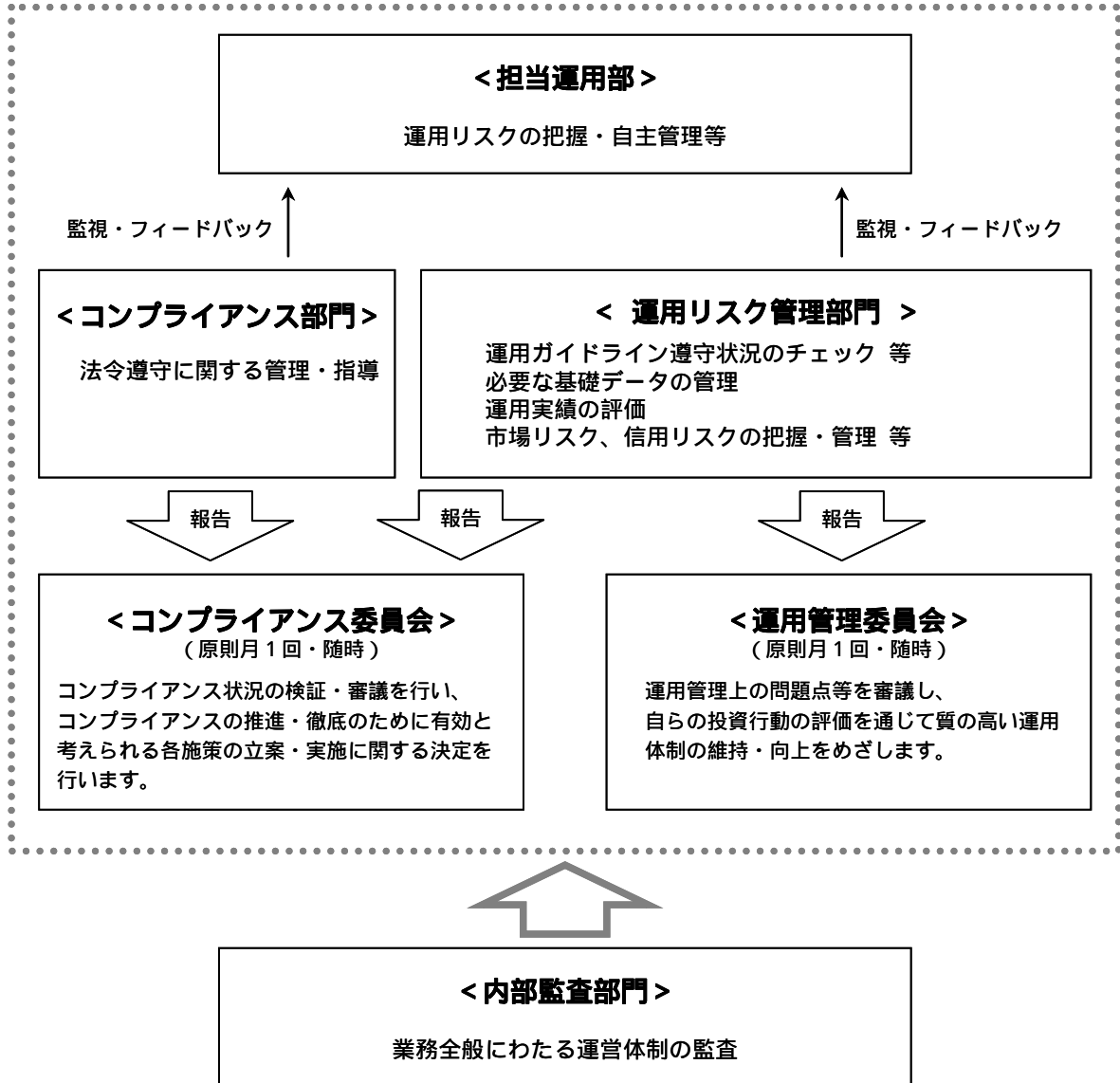
3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。

<リスク管理体制>



4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込時の手数料はありません。

(2) 換金（解約）手数料

換金時（解約時）の手数料はありません。

ただし、解約時の解約価額は、解約申込受付日（原則として、毎月15日）から起算して4営業日目の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額となります。

(3) 信託報酬等

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託契約締結日における信託元本に6.00285%（税抜5.717%）以内の率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

信託報酬の総額および配分については、確定後に、委託会社が販売会社を通じて書面にて受益者の皆様にご報告いたします。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、平成22年3月25日に信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分については以下の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
4.2%以内 （税抜4.0%以内）	1.68%以内 （税抜1.6%以内）	0.12285% （税抜0.117%）

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(5) 課税上の取扱い

日本の居住者たる個人または内国法人である受益者に対する課税については、株式投資信託として以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、以下は一般的な記載に過ぎませんので、課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

< 個人の受益者に対する課税 >

収益分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による源泉徴収が行われます。申告不要制度の適用がありますが、総合課税または申告分離課税を選択することも可能です。申告分離課税を選択した場合の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）となります。

平成24年1月1日以降においては、源泉徴収税率は20%（所得税15%、地方税5%）となり、申告分離課税を選択した場合の税率は20%（所得税15%、地方税5%）となります。

解約時および償還時の譲渡益（解約時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）は、その全額が譲渡所得等の金額とみなされ課税が行われます。譲渡所得等については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%、地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）での取扱いも可能です。）。

平成24年1月1日以降の税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

なお、解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の譲渡益については、上場株式等の譲渡損と損益通算が可能です。（平成22年1月1日以降、特定口座（源泉徴収選択口座）内における損益通算が可能です。）

< 法人の受益者に対する課税 >

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成23年12月31日までは7%の税率による所得税の源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。

平成24年1月1日以降の所得税の源泉徴収税率は15%となります。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

5 運用状況

当ファンドは平成22年3月19日に運用を開始する予定であり、有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。したがって、下記の各項目に該当する計数は存在しません。

ファンドの運用状況については、原則として毎年5月15日を基準日として作成される有価証券報告書に記載されます。

(1) 投資状況

該当事項はありません。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

該当事項はありません。

6 手続等の概要

申込（販売）手続等

- a. 申込期間：平成22年3月8日から平成22年3月17日まで
上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。
- b. 申込単位は、5,000万口以上5,000万口単位です。
- c. 受益権の取得申込価額は、1口当たり1円です。
- d. 取得申込にかかる手数料はありません。
- e. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

換金（解約）手続等

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、信託設定日（平成22年3月19日）以降、原則として、信託期間中の毎月15日（当日が休業日の場合には翌営業日）を解約申込受付日として、行うことができます。お申込みは、解約申込受付日の7営業日前から解約申込受付日までの間に受け付けます。
- d. 上記c.にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合には、委託会社にその請求日を解約申込受付日とする解約請求をすることができます。
 - ・受益者が死亡したとき
 - ・受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - ・受益者が破産宣告を受けたとき
 - ・受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - ・その他前各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき
- e. 上記c.およびd.にかかわらず、翌営業日および翌々営業日が下記に該当する日には、解約申込受付は行わず、それ以降、下記に該当しない最初の営業日を解約申込受付日とします。
 - ・ロンドン、ニューヨーク、東京のいずれかにおいて商業銀行、外国為替取引所、証券取引所のいずれかが支払い決済または一般業務を行わない日
 - ・TARGET2（ユーロ決済システム）の休業日
 - ・市場の混乱その他やむを得ない事情によりインデックス・スポンサー（ドイツ銀行ロンドン支店）がインデックスに関連した取引を行えないと決定した日
- f. 解約単位は、5,000万口単位です。ただし、保有口数の全部をもって行うことを条件とします。
- g. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。
- h. 解約時の価額（解約価額）は、解約申込受付日から起算して4営業日目の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を差し引いた価額とします。
- i. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
 - 委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
 - 東京海上アセットマネジメント投信 サービスデスク
 - 0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- j. 解約にかかる手数料はありません。
- k. 解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して11営業日目から、お支払いします。
- l. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れたユーロ円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。

- m. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
- n. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- o. 信託財産の受益権にかかる最終受益者から解約請求があった場合には、その請求を受け付けず、信託を終了させます。

7 管理及び運営の概要

資産の評価

- a. 基準価額とは、受益権 1 口当たりの純資産価額（純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額）をいいます。ただし、便宜上 1 万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

< 主要投資対象資産の評価方法 >

対象	評価方法
公社債等	原則として、以下のいずれかの価額で評価します。 a. 日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値） b. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く） c. 価格情報会社の提供する価額

- c. 基準価額は、信託設定日（平成22年 3 月19日）以降、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

信託期間

原則として、平成22年 3 月19日から平成35年 4 月17日までとします。ただし、後記「 信託の終了（繰上償還）」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

信託財産の受益権にかかる最終受益者から一部解約の実行の請求があった場合には、信託を終了させます。

計算期間

原則として、毎年 5 月16日から翌年 5 月15日まで（第 1 計算期間は平成22年 3 月19日から平成22年 5 月17日まで）とします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日（ ）を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。

（ ）法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

信託の終了（繰上償還）

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が 10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れてい

る受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用報告書

毎決算後、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。なお、期間中に行った信託約款の変更等のうち、委託会社

が重要と判断した事項については、運用報告書に記載します。

第2 財務ハイライト情報

当ファンドの運用は、信託設定後、平成22年3月19日から開始する予定であり、当ファンドは有価証券届出書提出日現在、資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行います。監査証明を受けたファンドの財務諸表は、原則として毎年5月15日を基準日として作成される有価証券報告書に記載され、その監査証明にかかる監査報告書が当該財務諸表の箇所に添付されます。

1 貸借対照表

該当事項はありません。

2 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

特典はありません。

3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

7. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

「有価証券届出書」の「第三部 ファンドの詳細情報」について、交付目論見書とは別に、その内容を記した書面を「請求目論見書」として作成しております。

請求目論見書のご請求は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

また、請求目論見書の内容はE D I N E T（エディネット）（ ）でもご覧いただくことができます。

（ ）Electronic Disclosure for Investors NETworkの略です。投資家はE D I N E Tを利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書などを閲覧することができます。

なお、「請求目論見書」の記載項目は、下記の通りです。

第1 ファンドの沿革	
第2 手続等	1 申込（販売）手続等 2 換金（解約）手続等
第3 管理及び運営	1 資産管理等の概要 （1）資産の評価 （2）保管 （3）信託期間 （4）計算期間 （5）その他 2 受益者の権利等
第4 ファンドの経理状況	1 財務諸表 （1）貸借対照表 （2）損益及び剰余金計算書 （3）注記表 （4）附属明細表 2 ファンドの現況 ・純資産額計算書
第5 設定及び解約の実績	

単位型証券投資信託

東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド

2010-03

約 款

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

単位型証券投資信託 東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03

運用の基本方針

約款第16条（運用の基本方針）の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

当ファンドのために特別に発行されたユーロ円建債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、ドイツ銀行が公表するdbセレクトFive CTA Managersインデックス（以下「インデックス」といいます。）の騰落率に連動する性格を持ち、満期償還時には元本が確保されるユーロ円建債券に投資を行い、満期償還時の元本確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。当ファンドが投資対象とするユーロ円建債券は、以下の通りとします。

- ・当ファンドの信託期間終了日前に満期となる社債であり、発行会社はドイツ銀行です。
- ・ドイツ銀行が公表するインデックスの騰落率に連動する性格を持ち、満期償還時には元本が確保されます。
- ・発行後、インデックスが一定割合下落した場合には、インデックスの騰落率への連動は終了しますが、償還時の元本確保は継続します。

原則として、ユーロ円建債券の組入比率は高位とし、組入れたユーロ円建債券の銘柄の入れ替えは行わないことを基本とします。ただし、組入れた銘柄の発行体格付けが著しく劣化した場合等には、委託者の判断で、当該ユーロ円建債券を途中売却することがあります。

大量の解約が生じたとき、市況の急激な変化が予想されるとき、ファンドの資金事情ならびにファンドの規模等によっては上記のような運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- (1) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。（ただし、転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得する場合には限りません。）
- (2) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- (3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- (4) 上場投資信託証券等を除く投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (5) 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- (6) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

(7) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4. 収益分配方針

第2回目以降の毎決算時に、原則として次の方針に基づき分配を行います（第1回目の決算時には分配を行いません）。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、原則として、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益の中から、委託者が将来発生する経費等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

**単位型証券投資信託 東京海上日動CTA償還時元本確保型ファンド2010-03
約款**

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、東京海上アセットマネジメント投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

【信託の目的および金額】

第3条 委託者は、金300億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引受けま

す。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成35年4月17日までとします。

【受益権の分割】

第5条 委託者は、第3条（信託の目的および金額）に規定する信託によって生じた受益権については300億口を上限として均等に分割します。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第5条（受益権の分割）の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第8条 この信託の受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合、その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第5条（受益権の分割）の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第9条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権について、信託契約締結日に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

【募集の単位および価額】

第10条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第5条（受益権の分割）の規定により発行される受益権について、1口の整数倍で指定販売会社が別に定める単位をもって募集を行います。

受益権の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものと、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の受益権の価額は、1口につき1円とします。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第11条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第12条 受益権の譲渡は、前条（受益権の譲渡に係る記載または記録）の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

第13条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。）および次項に掲げる特定資産以外の資産とします。

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条（先物取引等の運用指図）、第21条（スワップ取引の運用指図）および第22条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に定めるものに限り、）
3. 金銭債権（1.4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
4. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

この信託において投資の対象とする特定資産以外の資産は次に掲げるものとし、

為替手形

【運用の指図範囲】

第14条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換、新株引受権の行使および新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券、第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものならびに第14号の投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

信託財産の純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第25条（有価証券の借入）に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

【利害関係人等との取引等】

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第29条（信託業務の委託等）第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第13条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（信用取引の指図範囲）ないし第25条（有価証券の借入）、第27条（外国為替予約の指図）、第32条（有価証券の売却等の指図）、第33条（再投資の指図）および第34条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第13条（投資の対象とする資産の種類）および前条（運用の指図範囲）に掲げる資産への投資等ならびに第19条（信用取引の指図範囲）ないし第25条（有価証券の借入）、第27条（外国為替予約の指図）、第32条（有価証券の売却等の指図）、第33条（再投資の指図）および第34条（資金の借入）に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

【運用の基本方針】

第16条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

【投資する株式等の範囲】

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図すること

ができるものとしします。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第18条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができますものとしします。

前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をすることができます。

【先物取引等の運用指図】

第20条 委託者は、日本国内の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとしします（以下同じ。）。

委託者は、日本国内の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、日本国内の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとしします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとしします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条（信託期間）に定める信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとしします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとしします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとしします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとしします。

【有価証券の空売の運用指図】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または第25条（有価証券の借入）の規定により借入れた有価証券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

【有価証券の借入】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の借入の指図は、当該借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入に係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項に係る品借料は信託財産中から支弁します。

【特別な場合の外貨建有価証券への投資制限】

第26条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券）への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

信託財産の一部解約等の事由により前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【外貨建資産の円換算および予約為替の評価】

第28条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として、日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

【信託業務の委託等】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【混蔵寄託】

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。本条においては、外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者を含みます。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

【有価証券の売却等の指図】

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第33条 委託者は、前条（有価証券の売却等の指図）の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入】

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替】

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替をすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第37条 この信託の計算期間は、毎年5月16日から翌年5月15日までとすることを原則とします。

前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日（法令により、これと異なる日を計算期間終了日と定められている場合には、法令にしたがいます。）とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年5月17日までとし、最終計算期間の終了日は第4条（信託期間）に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告等】

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

【他の受益者の氏名等の開示の請求の制限】

第39条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

【信託事務の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（当該費用に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）および受託者の立替えた立替金の利息（これらを以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

【信託報酬の総額および支弁の時期】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、信託契約締結日の信託元本に対し10,000分の571.7以内の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、平成22年3月25日に信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

【収益の分配】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託者の免責】

第43条 受託者は、収益分配金については、原則として、第2回目以降の毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第44条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払）第2項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第46条（一部解約）第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第44条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払）第3項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了後1ヵ月以内の委託者の指定する日から指定販売会社の営業所等において、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、指定販売会社の営業所等において、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第46条（一部解約）第1項および第2項に定める解約申込受付日から起算して、原則として11営業日目から指定販売会社の営業所等において受益者に支払います。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払）第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、信託終了による償還金については前条（収益分配金、償還金および一部解約金の支払）第2項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【一部解約】

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権について、原則として信託期間中の毎月15日（該当日が休業日の場合は翌営業日とします。）を解約申込受付日として、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、この場合の請求は保有口数の全部をもって行うことを条件とします。

前項の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人）は、次の事由による場合には、委託者にその請求日を解約申込受付日とする一部解約の実行を請求することができます。ただし、この場合の請求は保有口数の全部をもって行うことを条件とします。

1. 受益者が死亡したとき
2. 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
3. 受益者が破産宣告を受けたとき
4. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
5. その他各号に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき

第1項および第2項の規定にかかわらず、翌営業日または翌々営業日が下記に該当する日には解約申込受付を行わず、それ以降、下記に該当しない最初の営業日を解約申込受付日とします。

1. ロンドン、ニューヨーク、東京のいずれかにおいて商業銀行、外国為替取引所、証券取引所のいずれかが支払い決済または一般業務を行わない日

2. TARGET2（ユーロ決済システム）の休業日

3. 市場の混乱その他やむを得ない事情によりインデックス・スポンサー（ドイツ銀行ロンドン支店）がインデックスに関連した取引を行えないと決定した日

一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、第1項および第2項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、当該解約申込受付日から起算して4営業日目の基準価額（信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。）から、当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、第1項および第2項の一部解約実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、組入れたユーロ円建債券の換金ができなくなった場合、その他やむを得ない事情があるときは、第1項および第2項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて計算された価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第49条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第53条（信託約款の変更等）の規定にしたがいます。

【委託者の登録取消等に伴う取扱い】

第50条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条（信託約款の変更等）第2項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第51条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第52条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第53条（信託約款の変更等）の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更等】

第53条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

【反対者の買取請求権】

第54条 第48条（信託契約の解約）に規定する信託契約の解約または前条（信託約款の変更等）に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第48条（信託契約の解約）第2項または前条（信託約款の変更等）第2項に規定する書面に付記します。

【信託期間の延長】

第55条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

【公告】

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

【附 則】

附則第1条 第22条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

附則第2条 第22条（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成22年3月19日

委託者 東京海上アセットマネジメント投信株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社